

資料 2－4

[令和 4 年 3 月 10 日 太陽電池部会資料]

3環共第 3 2 6 0 号

令和 4 年 3 月 7 日

経済産業大臣 様

福島県知事

(仮称) NW福島 C C 太陽光発電所設置事業環境影響評価準備書
について (通知)

このことについて、電気事業法 (昭和 3 9 年 7 月 1 1 日法律第 1 7 0 号) 第 4 6 条の
1 3 に基づき、別紙のとおり環境影響評価法 (平成 9 年 6 月 1 3 日法律第 8 1 号) 第 2
0 条第 1 項に規定される、環境の保全の見地からの意見を述べます。

(仮称) NW福島 C C 太陽光発電所設置事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、福島市のゴルフ場跡地に太陽電池発電所を設置するものであり、対象事業実施区域周辺には住宅が存在することから、最新の環境対策や施工方法、防災対策等を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。
- (2) 対象事業実施区域は「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（福島市、令和元年）」の対象となることから、各種関係法令に係る手続きに加え、当ガイドラインに基づく手続きを行うこと。
- (3) 環境影響評価書（以下、「評価書」という。）の記載に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、住民等に分かり易い内容を工夫するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (4) 事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁、2021年4月改訂）」等を踏まえ、自治体及び対象事業実施区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努め、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応し、地域住民に十分配慮した事業計画とすること。
- (5) 固定価格買取制度（F I T）による事業収益が生じなくとも適正な環境保全措置を講じ、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。
- (6) 対象事業実施区域周辺で新たに計画される事業において、累積的な影響の検討を行う上で、本事業の環境影響評価に係る情報提供を求められた場合、必要に応じて提供すること。
- (7) 太陽電池等を長期間稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等により、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響増加を防止すること。

また、事業完了後の撤去計画についても検討し、評価書に記載すること。

2 大気環境について

造成工事等や工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、対象事業実施区域西に居住している住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

また、車両の走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、周辺環境への影響を低減すること。

3 騒音・振動について

(1) 変電設備等が騒音源となる可能性を踏まえ、環境保全措置を徹底し、事業の実施に伴い環境影響評価結果より大きな影響が見込まれる場合や、周辺住民等からの苦情等が生じた場合は、追加の環境保全措置を講じること。

(2) 騒音等の聞こえ方には個人差があり、住宅の立地環境や居住環境も異なることから、供用に伴い予期しない騒音影響が確認された場合は、騒音源となる施設の配置変更、防音壁の設置、周辺住宅の防音化への補助等の環境保全措置を講じること。

4 水環境について

(1) 現在の防災調節池は、ゴルフ場開発に応じた流出係数等で設計されている可能性があることから、太陽光発電施設に応じた流出係数※及び確率年で再計算を行い、調整能力が不足していることが確認された場合は、改修等により容量の確保を検討すること。

また、その結果を踏まえ、場内の排水施設も流出量に対応した断面が確保されるよう改修等を検討すること。

(※参考：参考：森林法における林地開発許可では、太陽光発電施設の場合、流出係数0.9～1.0で計算する。)

(2) 対象事業実施区域全域に太陽電池を設置することから、流水による洗掘等を防止する対策を講じ、濁水による対象事業実施区域周辺河川への影響を低減すること。

特に、対象事業実施区域の東に東八川、西に産ヶ沢川が存在し、農業用水として利用がある事に留意すること。

(3) 土砂災害や濁水の発生、油類、塗料、農薬等による水質事故が発生した場合、速やかに関係機関に連絡するとともに、被害を最小限に抑えるための最善の措置を講じ、現況回復を行うこと。

5 地形・地盤について

(1) 土地の形質変更に伴う土砂の仮置きや、太陽電池の施工に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、環境影響評価結果を元に、軟弱な地盤、断層の分布範囲を避ける等の工事計画とすること。また、関係機関の指導のもと、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

- (2) 土砂の仮置きを行う場所を図面に記載し、評価書に追加すること。それ以外の場合は評価書に仮置きを行わない旨を記載すること。

6 反射光について

太陽電池の施工に当たっては、環境影響評価結果を踏まえ、太陽電池の反射光による、周辺への環境影響を可能な限り低減すること。

また、太陽電池の配置及び角度によって、予期しない環境影響が発生することに留意し、新たな環境影響が確認された場合は、配置及び角度の変更等の対策を講じること。

7 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域周辺でフクロウ、ノスリ等の生息が確認されていることから、太陽電池を設置しない区域への止まり木の設置等により、太陽電池への排ふんを低減し、故障等の発生を予防すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺で、希少な動植物の生息及び繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際は動物の繁殖時期を考慮した事業計画とし、工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、環境影響評価結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。
- (3) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変の区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

8 景観・人と自然との触れあいの活動の場について

- (1) 対象事業実施区域の西に磐梯朝日国立公園が存在することから、当該公園の自然環境の保全に配慮した事業とすること。
- (2) 対象事業実施区域は東側に傾斜しており、太陽電池は東側の土地から視認されやすいと考えられることから、対象事業実施区域の東2～4 kmに調査地点を設け、景観に対する環境影響評価を行い、評価書に追加すること。
なお、追加する調査地点は、準備書で示された対象事業実施区域を視認できる可能性がある地域から選定すること。
- (3) 太陽電池の配置に当たっては環境影響評価結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の景観に及ぼす影響を可能な限り低減すること。

9 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生する伐採木を対象事業実施区域内で再利用しているが、伐採木の再利用は、現場において必要と認められる量及び用途に限られ、それ以外は産業廃棄物に該当することから、事前に廃棄物処理法を所管する県地方振興局等の指導を受けること。

また、伐採木を現地で破砕処理する際、原子力発電所事故に由来する放射性物質を含む粉じんが発生することが想定されるため、散水等の飛散防止策を検討し、評価書に記載すること。

- (2) 産業廃棄物を事業場内で一時的に保管する場合は、その予定地点を図面に記載し、評価書に追加すること。また、それ以外の場合は、事業場内保管を行わない旨を評価書に記載すること。

10 放射線の量について

- (1) 対象事業実施区域は、汚染状況重点調査地域に該当することから、事業の実施に先立ち、あらためて対象事業実施区域内の複数地点において放射線量（空間線量及び表面土壌の放射能濃度）を測定し、施工上の安全を確認した上で、事業に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が対象事業実施区域の周辺に拡散・流出しないよう環境保全措置を講じること。

また、事業の実施に伴い放射能濃度 $8,000 \text{ Bq/kg}$ を超える廃棄物が発生した際は、関係機関の指導を受け、適正な処理を行うこと。

- (2) 沈砂池土砂の浚渫等の維持管理を適切に行い、放流水の放射能濃度が著しく高くないようにすること。

11 その他

- (1) 対象事業実施区域西側の送電設備（変電設備、パワーコンディショナー等）から周辺住宅までの距離が約 300 m 程度であることを踏まえ、当該設備の電磁波により、周辺住宅での電波受信環境に支障を及ぼさないよう事業を行うこと。

また、電波障害等の影響が確認された場合には、環境保全措置を講じること。

- (2) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (3) 強風等による太陽電池の破損事故及び土砂災害の発生事例があることを踏まえ、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ十分に検討し、評価書に記載すること。
- (4) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。
- (5) 事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

(参考) 事業概要について

- 1 事業 者：株式会社ノザワワールド
- 2 事業の名称：(仮称) NW福島ＣＣ太陽光発電所設置事業
- 3 事業の種類：太陽電池発電所の設置の工事の事業
- 4 事業の規模：３５，０００キロワット
- 5 関係市町村：福島市